

新型コロナウイルスワクチンに関するお知らせ

掲載内容は8月18日時点のものです。新たな情報がわかり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

国の特例臨時接種期間が延長の見通し

広報たがわ8月号で「国が示す新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間（市が発行する接種券の有効期限）は、9月30日です」とお知らせしたところですが、新たな情報として厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、10月半ば以降にオミクロン株対応ワクチン接種を実施することとし、特例臨時接種期間を延長する方向で調整していることが示されました。具体的な内容などがわかり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

4回目接種の対象が拡大

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、18歳以上60歳未満の医療機関・高齢者施設などの従事者に対する4回目接種を、予防接種法に基づく予防接種として位置付けることが決定し、対象者が拡大されました。

■届出が必要な人

①【新たに対象として拡大された人】

3回目までの接種が完了している18歳以上60歳未満で、重症化リスクが高い人に対してサービスを提供する医療従事者・高齢者施設などの従事者

※医療機関や高齢者施設などが、事業所から一括して対象者を市に届出ている場合があります。事業所からの届出に含まれている人は、個人での届出は不要です。

②3回目までの接種が完了している18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する人や重症化リスクが高いと医師が認める人

③60歳以上の人で、3回目接種を完了した後に田川市に転入してきた人

**3回目接種時から継続して田川市に住民票がある
60歳以上の人は届出の必要はありません。**

※基礎疾患や医療従事者・高齢者施設の範囲など、詳しくは市ホームページをご覧ください。届出書はワクチン接種対策室に FAX(85-7186)やメール(wakuchin@lg.city.tagawa.fukuoka.jp)などで提出

ワクチン接種は強制ではありません

新型コロナウイルスワクチンは、感染症の発症や重症化を予防する効果が期待され、これまでの研究結果などから、それらを裏付ける報告もされています。しかし、接種は強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について、正しい知識を得たうえで接種の判断をお願いします。また、周りの人たちに接種を強制したり、接種していない人を差別したりすることがあってはなりません。ワクチン接種について不安などがあるときは、かかりつけ医などに相談してください。

◆問い合わせ 保健福祉課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎85-7185、☎44-2000(内線542・543)

重度障害者医療制度

重度障害者の健康を保持増進するため、下表に該当する人（中学生以下は除く）に自己負担額を超える医療費の助成を行っています。助成を受けるためには申請が必要です。

対象	・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A1・A2 ※IQ35以下) ・重複障害者(療育手帳A3 ※身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)【精神病床の入院は対象外】 ※65歳以上の人は、後期高齢者医療の被保険者に限ります。
所得制限	特別障害者手当の基準と同じ ※本人、配偶者および扶養義務者の所得で計算
自己負担額	[通院] 500円/月まで [入院] 一般:500円/日まで(3,500円/月まで) 低所得:300円/日まで(2,100円/月まで) ※適用区分が「才」、「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」の限度額適用認定証を医療機関に出すと低所得の金額になります。 ※いずれも1医療機関ごとにかかる料金です。 ※薬局での自己負担はありません。 ※入院中の食事代やベッド代、薬の容器代、文書料などの保険がきかない費用は助成の対象外です。

受給者のみなさんへ

受給者のみなさんが現在持っている重度障害者医療証の有効期限は原則として9月30日(金)です。9月中に新しい重度障害者医療証を送付します。※更新の手続きが必要な人には別途通知します。必ず手続きを行ってください。

届出と手続きが必要な場合

- ・健康保険の加入先や内容の変更
- ・氏名や住所の変更
- ・手帳の内容変更
- ・配偶者や扶養義務者の変更
- ・交通事故など第三者から傷害を受け医療証を使用
- ・年齢が65歳に到達し、後期高齢者医療保険に加入

◆問い合わせ 市民課保険係(☎85-7140)、市役所1階⑪・⑫・⑬番窓口